

各 部 (室 ・ 局) 長 殿
会 計 管 理 者 殿
危 機 管 理 監 殿
消 防 長 殿

小美玉市長 島 田 穰 一

令和 3 年度予算編成方針について

第 1 令和 3 年度予算編成の基本方針

(1) 基本方針

令和 3 年度の予算編成にあたっては、人口減少と少子高齢化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の影響等により大幅な歳入減が見込まれ、依然として厳しい行財政環境の下、将来にわたり持続可能な健全財政を念頭に置きつつ、今後の地方財政対策をはじめ、国・県の行政改革や予算編成等の動向を見極めながら、「行財政改革大綱」に基づき、行財政全般にわたる改革を行うほか、市債残高の抑制にも留意するなど、決算を見据えた予算編成を行う必要があるため、原則として令和 3 年度中に見込まれるすべての経費を盛り込んだ通年予算として要求することとする。

また、市民への説明責任を果たす観点から、予算要求の根拠を明確にし、総合計画や事業計画等における位置づけや事業実績、さらには実施計画との整合性を十分精査した上で計上すること。

(2) 所管部局別枠配分予算の算定

事業の優先度や費用対効果を見極め、限りある財源を重点的・効率的に配分するため、令和 3 年度予算編成においても引き続き「枠配分方式予算編成」を採用し、個々の施策と市民ニーズを熟知した事業担当部局が適切な事業選択を行うものとする。

経常的経費等に係る各部への財源配分にあたっては、「入るを量りて出づるを制す」という財政規律に沿って、一般財源等見込額を算出した上で、一定の削減目標を織り込み財源配分を行うこととしたので、各部においても施策・事業の選択と集中を、英断をもって進めること。

各部長のリーダーシップの下、対前年度予算にとらわれることなく、部ごとの重点予算枠を設定するなど、ゼロベースからの事業の検証・見直しを行い、各部局内で十分な調整を図ることにより、増減あり、皆減ありのメリハリのある予算要求とすること。

但し、令和 3 年度当初予算枠は国の動向により変動する可能性もある事を念頭に入れて予算編成をすること。

第 2 国の動向及び経済状況

内閣府が発表した令和 2 年 9 月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」とされる一方、

我が国の景気の下押しリスクとして「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響」が挙げられている。

こうした状況に対し政府は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜くために、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、政策目標とそのスケジュール等を明らかにする実行計画を年末までに策定するものとしている。

引き続き、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行するものとしている。なお国の令和3年度概算要求では、要求額は基本的に対前年度同額としている。

第3 本市の財政状況

(1) 令和元年度決算状況

本市の令和元年度の決算状況は、普通会計において、歳入面では前年度比で一般財源が6.4%増となったが、これは地方交付税（14.2%）と地方税（3.0%）の増額が大きく影響している。歳出面では、義務的経費が3.1%増、投資的経費が14.4%減、補助費等経費で44.5%増、全体では4.9億円増（2.0%増）となった。補助費等経費は、霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設の建設負担金が大幅増となった。

財政健全化の指標である実質公債費比率は7.6%、将来負担比率は64.5%となっているが、将来負担比率は県内でも高い位置にあり、決して楽観視できるものではない。

(2) 令和3年度の見通し

令和3年度の歳入面は、本市歳入の根幹をなす市税収入が人口減少によるもののほか新型コロナウイルス感染症の影響等により減額が見込まれ、令和3年度から令和5年度における中期的な見通しにおいても、下記の試算のとおり厳しい状況が続くと見られる。

一方、歳出面では、公債費や障害福祉費及び医療関係費等の義務的経費の大幅な増加が避けられない状況にある。今後は、より少ない予算で最大の効果を出せる事業体系を全庁的に構築していかなければ、後年の施政方針に即した事業展開が困難になることも予想されるため、常に費用対効果を考えた行財政運営が必要となる。

参考1：市税の推移（平成30・令和元年度決算、令和2年度以降見込）

単位：千円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人市民税	2,382,864	2,422,749	2,330,049	2,231,500	2,154,617	2,070,918
法人市民税	627,927	649,528	519,297	434,400	460,463	468,926
固定資産税	3,195,089	3,319,468	3,257,031	2,994,987	3,051,033	3,063,829
軽自動車税	168,095	179,068	176,193	179,900	177,985	184,631
市たばこ税	372,779	377,296	372,000	376,000	381,068	385,684
市税合計	6,746,754	6,948,109	6,654,570	6,216,787	6,225,166	6,173,988

※現年度課税分＋滞納繰越分

参考2：普通交付税等の推移（平成30・令和元年度決算，令和2年度以降見込）

単位：千円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通交付税	4,143,376	4,183,789	4,273,518	3,900,000	4,024,000	4,051,000
特別交付税	448,113	450,904	200,000	200,000	200,000	200,000
震災復興特別交付税	200,372	836,000	1,282,000	—	—	—
臨時財政対策債	771,891	628,158	609,366	600,000	600,000	600,000
合計	5,563,752	6,098,851	6,364,884	4,700,000	4,824,000	4,851,000

※普通交付税は市債借入による交付税措置分を加算した。震災復興特別交付税は交付対象となる広域ごみ処理施設建設負担金の計上に伴うものである。

このように歳入が徐々に減少していくことを受け止めながらも、本市総合計画の将来像である「『ひともの地域』が輝き はばたく ダイヤモンドシティ」を実現するため、地域や市民，団体，事業者などの知恵を結集し，更に連携を深めながら果敢に挑戦していき，これまでに築いてきた市民参画と協働のまちづくりをより一層推し進め，シビックプライドの更なる醸成と内外に向けた情報発信の強化により，「住んでみたい，住んで良かった，これからも住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりにつなげていかなければならない。

そのためには，厳しい財源配分を強いることになるが，各部局が主体性を発揮し，多様化する市民のニーズを的確に把握し，迅速かつ柔軟に対応するとともに，実施計画と予算編成の連動性を高めることにより，成果重視の視点に立ったマネジメントサイクルを徹底していく必要がある。

特に既存の事務事業については，その根幹にまで遡りこれまでの成果を厳しく評価した上で，施策の優先順位を洗い直し，無駄を徹底して排除しつつ，存廃を含めた見直しを断行するとともに，民間活力を積極的に活用するなど，市民目線からの事務事業の見直しや事業手法の見直しを積極的に進めるなど，必要な施策・事業の着実な推進と，財政の健全化による持続可能な行財政基盤の構築の両立が必要である。

また，市民への説明責任を果たす観点からも，公正で開かれた市政を実現するため，予算書や概要等を広く公表し，行政情報の積極的な透明化を図っていくこととする。

第4 予算要求に当たっての留意事項

(1) 歳入について

令和3年度は，歳入の中心となる市税は，人口減少によるもののほか新型コロナウイルス感染症の影響等により市民税が減額することが見込まれる。このため，市有財産の有効活用など新たな財源確保・歳出削減の取り組みを強化する。

また，新たな税源の発掘，未利用市有財産の売却，手数料・使用料の見直し，活用可能な国庫補助金等外部資金など，あらゆる角度から新たな財源確保策を検討のうえ要求すること。

(2) 歳出について

市税減額見込みのほか，令和3年度から普通交付税の算定方式が一本算定に移行することにより，合併による影響額分が加算されなくなることから，確実な財源不足が見込まれる。このため一般財源抑制策として，枠配分対象費は4%削減（一部の経費を除く）して配分する。

① 事務事業の選択における優先順位の考え方

普通交付税の基準財政需要額の単位費用として組み込まれている事業を優先し、普通交付税の基準財政需要額に算定されていない本市単独事業等については、ゼロベースからの事業の検証・見直しを必ず行うこと。

既存の予算、組織を所与のものとして、事務事業及び組織のあり方について抜本的に見直すこととし、限られた財源・人員で的確に政策課題の成果を上げていくためにも、業務の簡素化、無駄の排除、手順の見直し等に徹底的に取り組むこと。

② 公共施設の運営体制の見直し

公共施設の運営費については、平成28年度より指定管理者制度の導入や業務委託（アウトソーシング）を実施する自治体の経費をもとに交付税が算定され、従来より交付税が削減されていることから、公共施設の運営体制の見直しを進めること。

③ 補助金等の見直し

「補助金等審議会答申書」を遵守し、公益性の判断、補助目的の明確化と効果の検証を十分に行った上で予算要求すること。特に、既存の補助金で一定の年数（おおむね10年以上）を経過したものについては、廃止・休止の検討を行うこと。

また、国県との協調補助金で、国県の支出金の減額・廃止等があった事業（過去に減額・廃止のあった事業も含む。）については、事業の見直しを図る機会ととらえ、その必要性等を十分に精査の上、減額・廃止等の措置を講じること。

④ 普通建設事業費について

すべての普通建設事業費は実施計画を基に予算計上とする。（実施計画の評価・決定については、令和2年10月7日（水）に企画調整課より各課へ通知する）

実施計画に計上していないもの（評価・決定を得ていないもの）は予算計上出来ない。

普通建設事業については、厳しい財政状況を踏まえ、更なるコストの削減を図るため、大幅に圧縮して一般財源を配分する。

⑤ 公債費の抑制・後年度への負担転嫁の回避

市債については、世代間の負担公平の観点から、普通建設事業にあってはその耐用年数に応じて、地方交付税措置率の高い事業債を中心にその活用を図ってきた。しかし、市債の償還には真に将来世代の税金が充てられることとなる。そこで、一般会計・特別会計の区別なく、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、事業費総額の圧縮により発行額抑制に努める。また交付税措置のない市債の発行は、後年度への負担転嫁となるため、原則として行わないこととする。

⑥ 新規事業について

普通建設事業以外の新規事業について、事前に実施計画で評価・決定していないものについては、当初・補正予算とも要求できないので注意すること。

また、後年度への財政負担や費用対効果など、あらゆる視点から事業内容・事業費の精査を行った上で、要求すること。

なお、新規事業の予算要求に当たっては、不要不急の事務事業の見直し及びスクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うなど、既存施策の廃止・縮減等を前提とするものとし、それにより捻出した一般財源を当該新規事業に充てるよう努めること。

国・県・市・民間の役割分担を明確化し、真に市でなければ処理できない事業に限定した要求とすること。

⑦年間予算の作成・見積手法の見直し

通年予算として見積もりを行うものとする。なお、年度中途の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急止むを得ないものに限るものであり、年間の財政需要のすべてについて検討を行った上で要求すること。例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法を見直しするなどにより是正に努めること。

⑧国の動向の的確な把握と対応

今後の国の動向について、大きな変化が予想される場所であるが、当面は現行制度での予算編成を進めることとする。今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、国の動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

第5 歳入に関する事項

従来歳入予算は、歳出予算に比べ、ともすれば軽視されがちにあるが、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、社会情勢の変動、国・県の施策・制度改正の動向等に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に積極的に取り組むとともに、過大・過小の見積もりにならないようにするほか、市債発行総額の抑制に特に留意すること。

特に、新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認を必ず行うこととともに、各種他団体の助成制度についても幅広い視点から検討し、積極的に活用すること。さらに、収入源の完全捕捉、適正な受益者負担の確保等に努めること。

(1) 市税

市税収入は、財政運営の根幹を成すものであり、その見積もりにあたっては、今後の経済情勢の動向や地方税制度の改正等を慎重に見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案の上、的確な額を見積もること。

(2) 国・県支出金

事務事業の緊急性、必要性、効果、内容等の精査・検討を行い、市債発行額や一般財源所要額を考慮の上、対象事業を厳選するとともに、国・県の制度改正や予算編成の動向等に注意を払い、補助対象事業化の工夫を図るほか、補助対象、補助・負担率、補助単価等について関係機関との連絡を密にするなど正確に把握し、過大見積もりや超過負担を招くことがないように積算等に留意して、確実な額を見積もること。

また、国において廃止・縮減が検討されている中、他の補助制度の適用を検討するなど当然に補助金・負担金対象事業になるものを市単独事業として施行する事がないよう十分留意し、積極的に補助金等の確保を図ること。

(3) 使用料及び手数料・分担金及び負担金・雑入

受益者負担の原則、住民負担の公平性の確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市町村の現況や類似施設の動向などを常に把握するとともに、受益者負担の措置が採られていないものは必ず見直しを行い、的確な額を見積もること。

また、各種施設の運営にあたっては、市民サービスの確保と利用率の向上に努めること。

(4) 財産収入等

財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運用し増収を図ること。市有財産については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地等については、処分を含め、有効活用をさらに検討すること。

(5) 市債

市債は、その元利償還金である公債費の増加に伴う財政負担が、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、市債残高が累積しない財政構造を確立するため、一般財源の減少を安易に市債に転嫁するような事業計画は厳に慎み、通常事業分に係る発行総額を公債費の元金償還額の範囲内とすること。

従って、市債活用にあたっては、事業の緊急性・必要性・投資効果・施設水準の適正化等を検討し、適債事業を厳選して見積もるとともに、地方交付税措置のある有利な市債の活用を心掛けること。なお、事業の適債性、充当率等について財政課と事前協議を必ず行うこと。

(6) その他の収入

額の多少にかかわらず、貴重な財源という認識に立ち、零細または捕捉が困難なものについても極力把握し、収入の拡大と積極的な確保に努めること。特に、特定財源については、歳出との関連性を十分に考慮し、漏らさず計上すること。

第6 歳出に関する事項

歳出予算見積もりにあたっては、現下の多額の財源不足に対し、従来の経費節減を行うのみではもはや対応できない状況にあり、たとえ義務的経費といえども削減するなど、聖域を設けることなく、あらゆる手段を講じる必要があることを十分認識し、事務事業全般にわたり廃止・縮小・見直しを抜本的に検討するものとする。その上で、ゼロベースを基調に事業の優先順位の厳しい選択を行い、集中させることにより、必要最小限の経費で最大の行政効果や市民満足度の向上が図られるよう創意工夫し、経費の思い切った縮減に努めるとともに、限られた財源の重点的・効果的な配分を行う。

従って、国・県の補助事業といえども安易に実施することなく、十分検討し選択するとともに、実施計画に掲げた事業についても、市債の発行抑制と一般財源所要額を考慮する中で、その実効性を確保するよう、計画・内容・経費・緊急性及び効果等についてさらに十分検討し精査すること。

これまで以上に厳しい内部努力により、「強い財政基盤」を確立するとともに、自己決定・自己責任のもと、地域の実情を踏まえた施策を展開していかなければならない。

また計上された予算は、早期執行を念頭に四半期配当を意識した予算執行計画を作成することにより、適切な執行管理に努めるとともに、予算執行により不用額が見込まれる場合は、補正予算の計上について速やかに財政課に相談すること。

(1) 人件費

- ・人件費については、現行の事務量・人員配置を精査する中で、定員管理や給与の適正化に努めるとともに、新たな行政需要等に対しては、効率的な事務の執行や部内相互応援の活用などにより抑制すること。
- ・既存事務事業の内容を更に精査し、行政責任を確保する中、外部委託化、ボランティアの活用や市民参画の促進等を図ること。
- ・労働時間の短縮や職員の健康保持の観点から、休日・時間外勤務の実質的な縮減に取り組むこと。
- ・給与構造の再検証による職員給の削減及び非常勤特別職の人員・報酬の見直しを図ること。
- ・職員の時間外勤務における当該手当の支給方針は、平成30年度より取り扱いを次のとおり変更していることから、各所管において「時間外勤務手当見積書」を作成し、10月20日（火）までに人事課宛にメールで提出すること。
- ・所管長の適正な判断の元、事前に命令された時間外勤務により生じる手当については、原則として予算の範囲内でその全額を支給することを前提とし、各事業で来年度に想定される「時間外勤務」の合計時間数を見積ること。（この見積りには時間外勤務手当の支給対象となる職員（係長級以下）の時間外勤務の時間のみを算入すること。）
- ・適正な手続きにより命令された勤務分は全額支給を前提とするものの、限られた厳しい財政状況であることを踏まえ、業務の計画的処理を念頭としながら、適切な担当配分など管理職員を中心にマネジメントしながら縮減に努めること。
- ・各事業の時間数については、予定の事業や業務を十分に精査し、例年の状況と比較するなど根拠を整理して要求することとし、過大・過剰な見積りは認められないこと。
- ・会計年度任用職員経費は人事課において予算計上を行うので、会計年度任用職員の雇用を必要とする場合は、各所管において「会計年度任用職員任用要望書」（以下「要望書」という。）を作成し、10月20日（火）までに人事課宛に紙媒体で提出すること。
- ・会計年度任用職員に係る経費が増加傾向にあることから、会計年度任用職員数は、一定程度の削減に努めることとする。
- ・要望書の提出に際しては、計画的な事務事業の執行と課内や部内の応援体制等を踏まえ、最小限の要望にとどめ、臨時の業務等であっても真にやむを得ないものに限定すること。
- ・会計年度任用職員制度の導入により、更なる財政負担が見込まれることから、多数の会計年度任用職員を雇用する所管については、民間委託の推進分野を早急に洗い出し、直営形態からアウトソース化への転換を図ること。これについては所管において具体的な方針を立案し、早急に人事課・財政課・関係課と協議を行い、一定の方向性を打ち出すこと。

(2) 物件費・維持補修費・その他の一般経費

下記の物件費等の一般管理経費については、漫然と過去の実績によることなく、事務事業のあり方の見直しや競争原理の強化により、更なるコスト縮減を図るなど経費の節減・合理化に努めること。なお新聞購読料（定期購読契約で週2回以上発行のもの）及び飲食料品（賄材料費）の消費税は、軽減税率（8%のまま）の対象となるので留意すること。

旅費

出張の目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して計上すること。特に、形式的・定期的に県外で行われる各種大会・総会等への参

加旅費及び文書や電話による照会、隔年出張等で目的が達成できるような先進地視察並びに各種審議会・協議会等の先進地視察旅費の計上は、認めない方針であること。（検査等の旅費は減額査定対象とする。）平成29年度より県外日帰り日当は廃止しているため、留意すること。

各種団体等の研修にかかる随行者員人数は必要最小限とすること。（研修参加人数10名に対し、所管課随行者員は1名を限度とする。）

需用費・備品購入費等

創意工夫により従来以上に節減を図ること。

・消耗品費

在庫管理を徹底し、極力節減を図ること。また、耐久性のある事務用品は、現に使用不能となり事務処理に支障を来しているものの更新以外は計上しないこと。

・燃料費

予算要求基準表を参考にして、適正価格にて見積もること。新年度単価×数量で計算した上、過去3ヵ年の決算額を踏まえ配分していることを踏まえ、年度途中での増額は認めないこととする。

・食糧費

原則、会議及びイベント等での弁当支給はしないこととする。

※以前から監査委員の指導により実施しているが、引き続き徹底する事。

・印刷製本費

可能な限り庁内印刷、庁内LAN等を活用することとし、刊行物の見直し・整理統合や暦年刊行、変更個所のみ印刷、広報紙や市ホームページの活用により経費削減に努めること。

・光熱水費

使用量の再点検を行うとともに、なお一層の節電・節水等に努め、節減を図ること。電気料は、決算額を踏まえ通年分を枠配分していることから、年度途中での増額は認めないこととする。

・施設維持補修費

施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、施設の効用を維持し発揮するために、緊急性、必要性等が高いものから実施するなど計画的な対応を図ること。

・備品購入費

自動車の新規購入やロッカー等の庁用備品の購入は原則として認めない方針である。

また、総務課による事務用備品の一括集中管理を引き続き行う。各部局は補助事業対象以外の事務用備品は予算計上できないので留意すること。但し、特殊性のある備品等については例外とする。（令和3年度予算要求基準表参照）

役務費

建物火災保険料・自動車共済保険料（任意保険）のうち、共済保険（全国自治協会分）については、総務課による一括計上（消防本部及び特別会計を除く）とする。

委託料

安易に従来の方式を踏襲することなく、委託業務の内容を再検証し、業務に支障を来さない範囲で必要最小限の委託内容とするほか、従来とは異なる業者からの見積もりによる競争原理の強化など経費の一層の節減に努めること。また、調査・設計委託については、基本的な方針を構築した上で計上し、職員的能力育成を図る観点からも、専門的な内容を除き、極力内部対応すること。外

部団体等への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、所管課において十分に精査の上、見積もること。

借上料

本市の基準額に達していない借地料については、引き続き徹底した減額交渉に努めること。

(3) 扶助費

扶助又は措置の実態を十分に把握し、国・県の制度によるものについては、国・県の予算編成の動向を見ながら現行制度に基づく単価とし、制度改定が確定しているものは改定後の単価で計上すること。過去の推移、不用額の状況等を十分に精査の上、厳格に見積もること。

また、単独事業については、基準・対象・金額・事業目的及び効果等について十分に精査すること。(大きな乖離は指摘の対象となるので、十分に精査すること。)

(4) 補助費等

各種負担金・交付金については、行政責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮する中で見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積もること。

また、負担金のうち、各種団体会費については、加入目的や活動効果を見直し、形式的なものについては脱会を含め検討すること。市単位の負担金、補助金及び交付金の新規及び増額計上は、原則として認めない方針であること。(補助金に関しては補助金等審議会の答申を踏まえて財政課において査定する。)

(5) 投資的経費

厳しい財政状況を考慮し、特に事業の緊急性、必要性、投資効果及び後年度の財政負担等を十分に検討し、事業費の多寡でなく、より多くの行政効果や市民の満足度を高めることを基準とするなど、優先順位の高いものから事業を選別・選択の上、更なるコスト削減を図り、財源の範囲内で集中的に実施すること。特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については十分に検討すること。

- ・補助事業については、国・県の施策及び財源措置等の動向に十分な注意を払い、真に必要と考えられる事業を選択するとともに、より有利な補助制度の検討など財源確保に創意工夫を凝らすこと。また、超過負担が生じないよう十分に注意するとともに、過大な投資とならないよう留意すること。
- ・市単独事業については、緊急性・必要性・効果及び施設水準の適正化等を十分に検討し、事業の重点化を図り、その厳選に努めるとともにコストの削減を図ること。
- ・施設の整備に当たっては、上記のほか、施設完成後の後年度の財政負担を十分に検討し、適正な規模・内容とし効果的な運営及び維持管理費の低減化等に十分留意すること。
- ・工事等の設計についても、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、内容及び工法等を十分に検討するとともに、所要経費を精査し的確に見積もること。
- ・用地の購入については、地価の情勢を認識し、利用目的、利用時期、国の補助認可見込み、取得の見込など、確実な見通しを立てて計上すること。また、土地開発基金又は土地開発公社による先行取得は、安易な見込計上とならないようにし、将来の財政に及ぼす影響等を考慮の上、的確な事業計画に基づいて行うとともに、未利用地を含めた事業計画とすることや未利用地を交換物

件とすることなど、その有効活用を検討すること。

第7 その他に関する事項

(1) 予算要求書等の提出について

提出期限 令和2年11月2日(月) 17:00 ※期限厳守

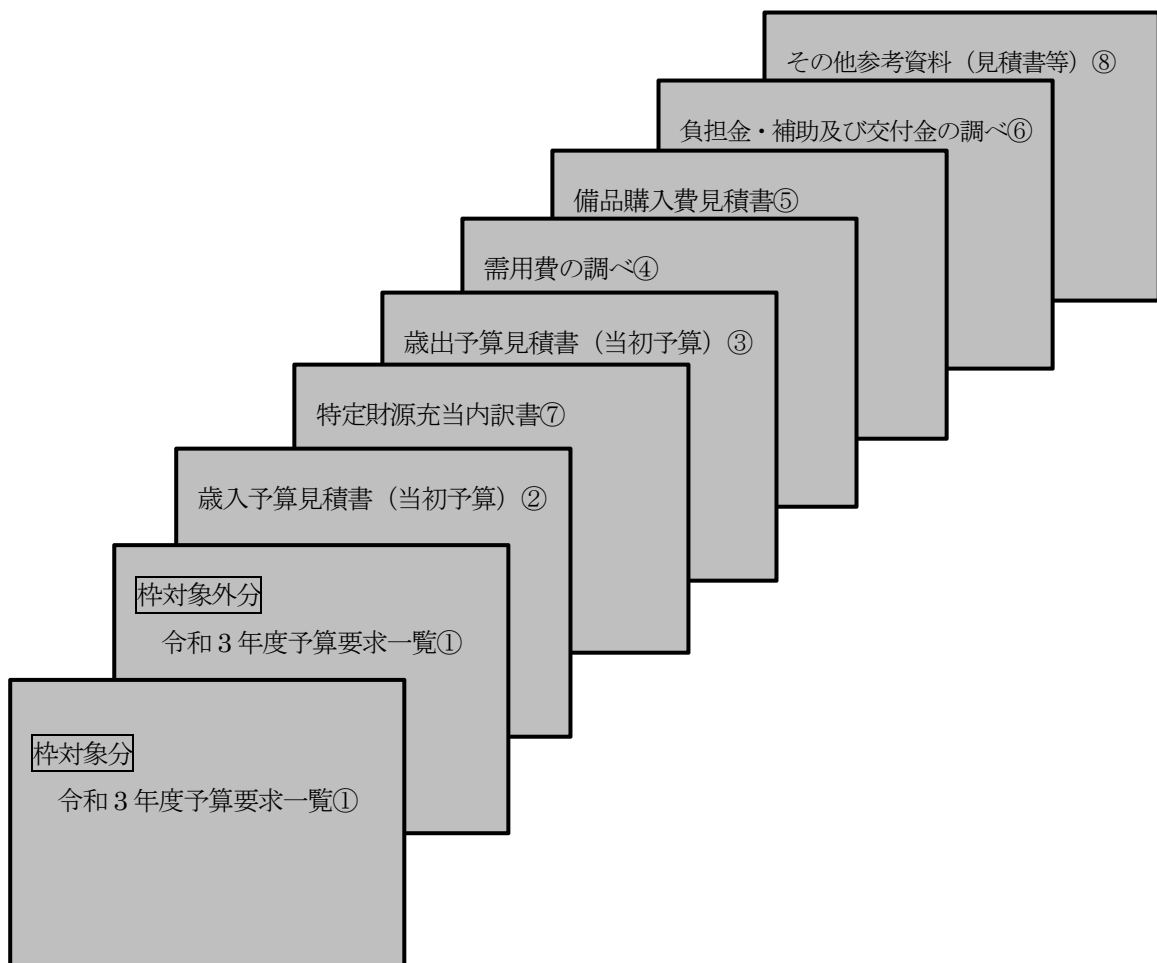
提出部数 1部(原本) ※提出物はホチキス留めしないこと。

提出する様式

- ① 令和3年度予算要求一覧(枠対象分・対象外分) ※データもメールにて提出すること
 - ② 令和3年度歳入予算見積書(当初予算)
 - ③ 令和3年度歳出予算見積書(当初予算)
 - ④ 10節需用費の調べ ※摘要レベルで作成すること。
 - ⑤ 17節備品購入費見積書
 - ⑥ 18節負担金・補助及び交付金の調べ
 - ⑦ 特定財源充当内訳書
 - ⑧ その他参考資料(見積書や概要説明書の写し等) 原則A4サイズ片面印刷で提出すること
- } 財務会計システムで入力したものを使用すること

【提出方法(並べ方)】

- ・ 下記の順番に並べて提出することとし、ホチキス留めはしないこと



【提出に際しての注意事項】

- ・提出前に必ず検算を行い、計数等に誤りがないように確認すること。
- ・歳出予算見積書の「事業の概要」は、事業内容（事業の対象、事業の意図、事業の手段）を必ず記載すること。
- ・歳出予算見積書のうち国県補助金・負担金・委託金の対象経費になるものは、それぞれの要求項目の説明欄（右側）に、
国（県）補
国（県）負
国（県）委
と付し、充当率（1／3）（25％）などと記入すること。
- ・根拠法令がある場合、事業説明欄に必ず明記すること。（記載がない場合は、根拠法令がないものと見なし、減額査定対象とする。）

（2）予算書等の公表について

今年度も限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分しているか、さらには事業の選択と事業の優先順位付けをどのように行ったかなど、市民への説明責任を果たすため、予算書等を積極的に市ホームページ等で広く公表する。

【公表項目】

- ・予算書，予算の概要，予算編成方針，予算説明書

【参考】中期的収支見込み

歳入

- 市税は今後5年間で生産年齢人口が7％程度減少すると見込まれるため、減少していく。
- 普通交付税は、市債借入による交付税措置分が令和5年度まで加算されるが、令和6年度からは減額になる。

歳出

- 扶助費は65歳以上の人口が今後5年間で10％程度増加すると見込まれるため、今後も増加する。
- 繰出金は、介護保険特別会計で高齢化による扶助費の増加、下水道事業会計で公債費の増加が見込まれるため、今後も増加する。
- 公債費は、新市建設計画に基づく事業の合併特例債等の借入や恒常的な臨時財政対策債の借入により、今後も増加する。

※歳入は減少傾向であるのに対し歳出は増加傾向にあるため、財源不足額は今後更に増加していく可能性がある。財源不足額を財政調整基金で補っていくことには限界がある。

◎令和4年度予算編成時は、財源不足額が財政調整基金残高を上回り、予算が組めなくなる可能性がある。

